

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一								
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行価格								
〇財務省告示第四十六号	省令第三十号	成十七年一月二十日	行条件等を次のとおり告示する。	平成十七年二月九日	財務大臣 谷垣 禎一	九回	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五十条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けるとして、その振替機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入札申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	億五千万円	一兆五千九百九十六億二千四百	十二万八千円	千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年一月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十銭八厘以上のそれぞれの応募価格

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	募入平均
平成十七年一月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に	額面金額百円につき九十九円九